

●平成27年度 監査テーマ 水道事業の事務の執行及び上下水道組織の統合に関する管理運営について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H31.4現在)	区分
1	平均給水量の利用について 〔64ページ〕	<p>「水道料金は、給水サービスの対価であるから、できるだけ低廉かつ公平でなければならない」と日水協の算定要領に記載されており、日水協の算定要領に基づき算定した結果を、どの程度実際の水道料金単価に反映させるかは、各自治体の政策的判断によるところである。</p> <p>しかし、自治体として政策的判断を行うか否かの前提として日水協の算定要領に基づく適切な料金計算を行う必要がある。そのため、固定費の配分計算は算定要領に基づき平均給水量を用いて行うべきである。また、平均給水量の算出には把握できる直近の5年間平均データを反映させるべきである。その後、計算結果に基づき水道基本料金をどのように改定するか議論を実施すべきである。</p>	上下水道経営室	<p>水道料金制度の見直しを行うにあたり、平成30年度に、日本水道協会の水道料金算定要領に基づき、直近5年間の平均給水量を用いた総括原価の計算を行った。</p> <p>また、平成30年度に策定した水道事業経営戦略において、令和5年以降、定期的に総括原価を計算したうえで料金改定の可否を判断していくこととした。</p>	措置・改善済
2	資産費用を構成する資産維持費の計算について 〔66ページ〕	<p>算定要領に記載されている、対象資産に資産維持率を乗じる方法、もしくは、長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等を踏まえて、料金算定期間の期末における中間的な自己資本構成比率の目標値を達成するための所要額を資産維持費として計上する方法に改めるべきである。施設の老朽化に伴い中宮浄水場の更新を検討している状況を踏まえると、長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等を踏まえて資産維持費を算定し、料金に算入すべきである。</p>	上下水道経営室	<p>水道料金制度の見直しを行うにあたり、平成30年度に、日本水道協会の水道料金算定要領に基づき算定した資産維持費を含む総括原価の計算、料金システムでのシミュレーション方法の確認などを行った。</p> <p>また、平成30年度に策定した水道事業経営戦略において、令和5年以降、定期的に総括原価を計算したうえで料金改定の可否を判断していくこととした。</p>	措置・改善済